

卒業の認定に関する方針

1. 卒業認定・専門士授与の方針

本校の定める教育指導計画にしたがって授業科目を履修し、その成果が満足できると認められ、所定の修業年限以上在学し、課程を修了したものには、修了または卒業を認定する。

また、情報システム科、音楽療法士・セラピスト養成学科、社会生活学科を修了したものは、専門士（工業、医療、文化・教養専門課程）の称号を授与する。

2. 卒業要件

卒業に必要な時間数

| | |
|------------------|----------|
| ・情報システム科 | 2, 040時間 |
| ・研究科 | 1, 020時間 |
| ・社会生活学科 | 2, 040時間 |
| ・社会生活専攻科 | 1, 020時間 |
| ・音楽療法士・セラピスト養成学科 | 2, 040時間 |

3. 卒業の認定に関する方針の適切な実施状況

上記の卒業の認定に関する方針や取得単位数等により、卒業判定会議をへて校長が修了または卒業を認定する。